

有機機能材料のリソグラフィ加工コンソーシアム 規約

令和元年7月26日制定
令和3年5月27日改正
令和5年2月24日改正
令和6年9月13日改正

(目的及び設置)

第1条 技術イノベーションを推進し、企業における MEMS (Micro Electro Mechanical Systems) 分野の製品開発支援を目的として、有機機能材料のリソグラフィ加工コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を京都大学大学院工学研究科に設置する。

(代表者)

第2条 本コンソーシアムの代表者を京都大学大学院工学研究科 平井 義和・講師とする。

(会員及び年会費)

第3条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの目的に賛同する次の者により構成されるものとする。
なお、年会費は原則として各年9月1日から翌年8月31日までの分とする。

- (1) 代表者
- (2) 一般会員 (法人または個人) : 年会費 40万円
- (3) スタートアップ・ベンチャー会員 (各年9月1日時点で、会社登記後5年以内、常勤従業員数10人以内であること) : 年会費 20万円
- (4) アドバイザ (大学研究者、政府機関等の非営利法人などで、本コンソーシアムに貢献すると代表者が認めた者) : 年会費 無料

(入会等)

第4条 本コンソーシアムにおける入会等については次のとおりとする。なお、退会、除名、解散後も第10条の秘密保持義務は遵守しなければならない。

- (1) 入会 入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表者がこれを承認することで入会とする。なお、入会後は京都大学が発行する請求書に基づき年会費を支払うものとする。
- (2) 退会 退会を希望する者は、代表者に申し入れることによりいつでも退会できる。ただし、年会費の返還はないものとする。
- (3) 除名 本規約に違反するなど、本コンソーシアムの活動に支障があると代表者が判断した場合は除名することができる。
- (4) 解散 代表者は各会員と協議の上、本コンソーシアムを解散できるものとする。なお、京都大学の責により解散するときは、年会費の一部を返還する。

(会員への提供)

第5条 本コンソーシアムは会員に対して次の活動を行う。

- (1) 本目的に関連する研究成果、最新研究動向に係る情報の提供 (年に4回程度)
- (2) 本目的のための講演会、勉強会、集中講義、実験実習など学習機会の提供
- (3) 会員への技術相談、実験室や実験機器の利用機会の提供
- (4) 会員間の交流機会の提供
- (5) その他、代表者が必要であると判断した活動

なお、一般会員からの個別の依頼がある場合、年会費とは別に当該依頼に応じた負担を代表者は求めることができる。

(運営及び事務局)

第6条 本コンソーシアムの運営は、代表者の指示により、事務局である京都大学が担当する。なお、一般会員は、代表者及び事務局に対して意見、提案を行うことができる。

(公表事項)

第7条 本コンソーシアムの概要並びに参加する会員名は公表するものとする。ただし、非公表を希望する者を除く。

(総会)

第8条 代表者もしくは複数の一般会員の発議により、総会を開催するものとする。

(知的財産権)

第9条 本コンソーシアムの活動により生じた発明等については、当該発明等に係る関係者間において協議によりその帰属や持分を定めることとする。

(秘密保持)

第10条 本コンソーシアムの活動において取り扱う情報は、秘密情報を含まないものとし、受領者も秘密情報として取り扱う義務を負わないものとする。

なお、第5条において会員へ提供される配布物は、代表者の了解なく本コンソーシアムの会員以外に提供してはならない。

(経理)

第11条 本コンソーシアムの事務局は、要望に応じて毎年経理報告を行う。なお、年会費のうち15%相当を事務費として徴するものとする。

(期間)

第12条 本コンソーシアムは、既に平成23年9月1日に開始しているところ、本規約に基づき令和元年9月1日より令和8年8月31日まで実施する。なお、代表者の判断により延長することができる。

(免責)

第13条 本コンソーシアムの活動は、すべて自己の責任において遂行されるものであり、いかなる事故や損傷などが生じても本コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第14条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項については代表者及び一般会員が協議の上、解決するものとする。

(会員情報)

第15条 本コンソーシアムは、会員が入会申込時に届け出た事項（以下、「会員情報」という。）について、法令に基づき、必要かつ適切な措置を講じる。なお、会員情報の利用目的は次のとおりとする。

- (1) 本コンソーシアムに係る資料等を発送すること
- (2) 本コンソーシアムの活動案内に係るお知らせを会員宛に連絡すること
- (3) その他、京都大学が会員にとって有益であると判断する産学連携に係る情報を会員宛に連絡すること

以 上